

公共施設の使用料の見直しについて

恵那市をとりまく状況は、人口減少や少子高齢化が急激に進むことによる税収減や普通交付税の縮小により、今後、非常に厳しい財政状況に直面することが予想されます。

平成22年12月には、「公の施設の使用料の考え方に係る指針」を策定し、市町村合併前の料金体系を改め、統一的な基準に基づいて料金の見直しを行いました。

しかし、定期的な検証を行うなかで様々な課題やニーズが生じており、今回、公共施設を利用する人と利用しない人（出来ない人）との負担の公平性を確保し、いつまでも皆さんに親しまれる施設を維持運営できるよう、使用料の見直しを行うものです。

- 課題です…
- ① 施設コストに対する料金
 - ② 近隣市との料金格差
 - ③ 市民以外の方の料金取扱い
 - ④ 減免の取扱い



今回の見直し方針

(1) 施設の維持管理経費（原価）に見合った使用料と公共料金としての妥当性

現在の使用料は、市町村合併時にバラツキがあったものを統一したもので、施設の維持管理経費（原価）に対する視点で料金を設定したものになっていないのが現状です。

また、今回は、原価に基づく料金を算定しますが、公共料金としての妥当性（近隣市との料金比較）を考慮し、新料金は現行使用料の2倍を超えない範囲で設定し、市民以外の使用は市民料金の2倍を上限とします。

(2) 減免制度の限定

使用料の減免は、あくまでも政策的で特例的な措置であるため、受益と負担の公平性を十分考慮し、公共性や負担能力等から真にやむを得ないものに限定します。

使用料の算定方式

$$\text{使用料} = \text{原 価} \times \text{受益者負担割合}$$

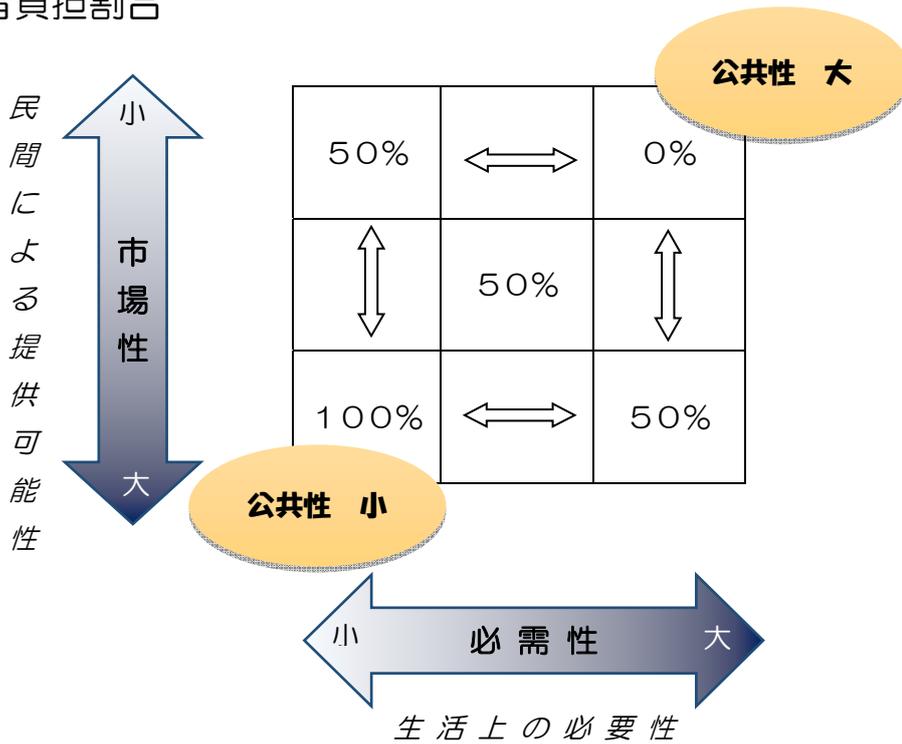
（維持管理経費）

■原 価

施設の維持管理費等に要する「物にかかる費用」と「人にかかる費用」を原価として算定します。

- 「物にかかる費用」…光熱水費、保険料、維持修繕費、保守点検委託料、減価償却費等
- 「人にかかる費用」…施設を維持管理するための業務に、直接従事する職員に要する費用

■受益者負担割合



【一例】

施設	利用区分	現行使用料 ※ (1 時間当り)	他市の使用料 (東濃他市平均)	原価 (維持管理経費)	受益者 負担割合	原価に基づ き算定した 使用料	新料金 (案)
社会教育施設	会議室	100 円	435 円	2,130 円	50%	1,060 円	200 円
スポーツ施設	体育館	102 円	437 円	2,020 円	50%	1,010 円	200 円

※市民以外の方が利用する場合は 1.5 倍

対象施設

市が所管する440の公共施設のうち、図書館など使用料を徴収できない施設等を除いた約170の施設を対象とします。

なお、対象施設のうち維持管理等の状況により、以下のグループに分けます。

- ① 今回見直しを行うもの
- ② 担当課で個別に対応するもの
(例) 火葬場使用料など広域的に検討が必要なもの、別途詳細な調査が必要なもの
- ③ 見直しを見送るもの
(例) 廃止や譲渡予定の施設、現行料金が妥当と判断したもの

新たな減免制度

第2次恵那市総合計画を実現するため、次の点に重点をおき見直しを行います。

- 子どものスポーツ・文化活動への経済的負担を軽減し、子育て世帯を支援。
- 健康寿命の延伸や介護予防を図るため、75歳以上の方の余暇活動を促進。
- 「市民三学のまちづくり」や「健幸のまちづくり」活動への支援。

〈現 行〉 抜粋

■使用料【免除】 ・ 付属設備使用料【免除】

- ア) 市が主催するとき
- イ) 地域自治区など行政を補完する団体が使用するとき
- ウ) 青少年のスポーツ団体がスポーツ施設を使用するとき
- エ) 障害者手帳を持つ方が使用するとき

■使用料【5割減額】 ・ 付属設備使用料【減額なし】

- ア) 国県が主催するとき
- イ) 市が共催・後援するとき
- ウ) 公共的な活動を行っている団体が使用するとき
- エ) 市民三学運動のために使用するとき



〈改正案〉 抜粋

■使用料【免除】 ・ 付属設備使用料【免除】

- ア) 市が主催するとき
- イ) 地域自治区など行政を補完する団体が使用するとき
- ウ) 18歳以下の団体が使用するとき
- エ) 75歳以上の者が半数以上いる団体が使用するとき
- オ) 障害者手帳を持つ方が使用するとき

■使用料【5割減額】 ・ 付属設備使用料【減額なし】

- ア) 国県が主催するとき
- イ) 市が共催・後援するとき
- ウ) 公共的な活動を行っている団体が使用するとき
- エ) 市・地域自治区が推進する「市民三学のまちづくり」や「健幸のまちづくり」への取組みに使用するとき

今後の進め方

説明

- 市議会への説明
- 地域自治区会長への説明
- 各種団体への説明
- 「広報えな 10月1日号」にて方針案を掲載し、意見（パブリックコメント）を募集

審議

- 恵那市行財政改革審議会での審議
- 12月議会に条例改正議案の提出

周知

- 平成29年1月～3月（広報えな等）

実施日

- 平成29年4月から新料金の開始



恵那市役所 総務部 財務課

電話 0573-26-2111（代表）

FAX 0573-25-6150

E-mail zaisei@city.ena.lg.jp

対象施設の状況と料金の見直し案

1. 見直し対象施設

174施設

= 449施設 (H26作成公共施設カルテ掲載) - 275施設 (使用料を徴収できない施設※)

※庁舎、消防施設、高齢福祉施設、幼児・児童施設、病院、浄水場、浄化センターなど

【174施設を維持管理の状況により以下のグループに分類】

<p>① 今回見直しを行う</p> <p><u>72施設</u></p>	<p>共同福社会館、飯峡会館、ふるさと富田会館、岩村町上町まちなか交流館、山岡向山会館、明智生活改善センター、ふれあい会館吉良見、恵那文化会館、中央公民館、明智かえでホール、明智文化センター、中山道広重美術館、山岡健康増進センター、恵那市福祉センター、明智福祉センター、岩邑いきがい会館、明智回想法センター、上矢作基幹集落センター、福寿の里ふれあいセンター、各小・中学校、各コミュニティセンター、まきがね公園各体育施設、各グラウンド、各体育館、各B&G海洋センター（プール除く）、山岡テニスコート、明智武道館など</p>
<p>② 担当課で個別に対応</p> <p><u>54施設</u></p>	<p>中山道ひし屋資料館、岩村歴史資料館等、岩村町本通り町屋活用施設等、指定文化財旧三宅家、岩邑まち並みふれあいの館、大船牧場、田園空間ビクターセンター、南部農業者トレーニングセンター、山岡やすらぎの里(コテージ石楠花)、駅西駐車場、国民宿舎恵那山荘、山岡陶業文化センター・陶業ギャラリー、日本大正村資料館等、おんさい工房、大正村コテージこもれび、奥矢作レクリエーションセンター、くしはら温泉ささゆりの湯、串原コテージふるさと、串原チャレンジハウス創手味亭、福寿の里モンゴル村、コテージかわせみ、越沢コテージ、山岡ヒマリーハウス・ネイチャーセンター、くしはら温泉軽スポーツ施設、えな斎苑、恵南クリーンセンターあおぞら、墓地 など</p>
<p>③ 見直しを見送る</p> <p><u>48施設</u></p>	<p>防災センター、各消防コミュニティセンター、山岡郷土資料館、串原郷土館、岩村福祉センター（入浴施設のみ）、串原福祉センター（入浴施設のみ）、市民会館（多目的施設）、アグリパーク恵那総合管理センター、してこぶしの里悠楽館、サンホールくしはら、大正村明智の森キャンプ場、まきがね公園テニスコート、東野運動広場、各弓道場（まきがね除く）、山岡マレットゴルフ場、各B&G海洋センター（プール部分）、上矢作プール、上矢作テニスコート など</p>

※冷暖房料については、今回は見直さない

2. 上記①73施設の料金見直し事例

(単位；円/時間あたり)

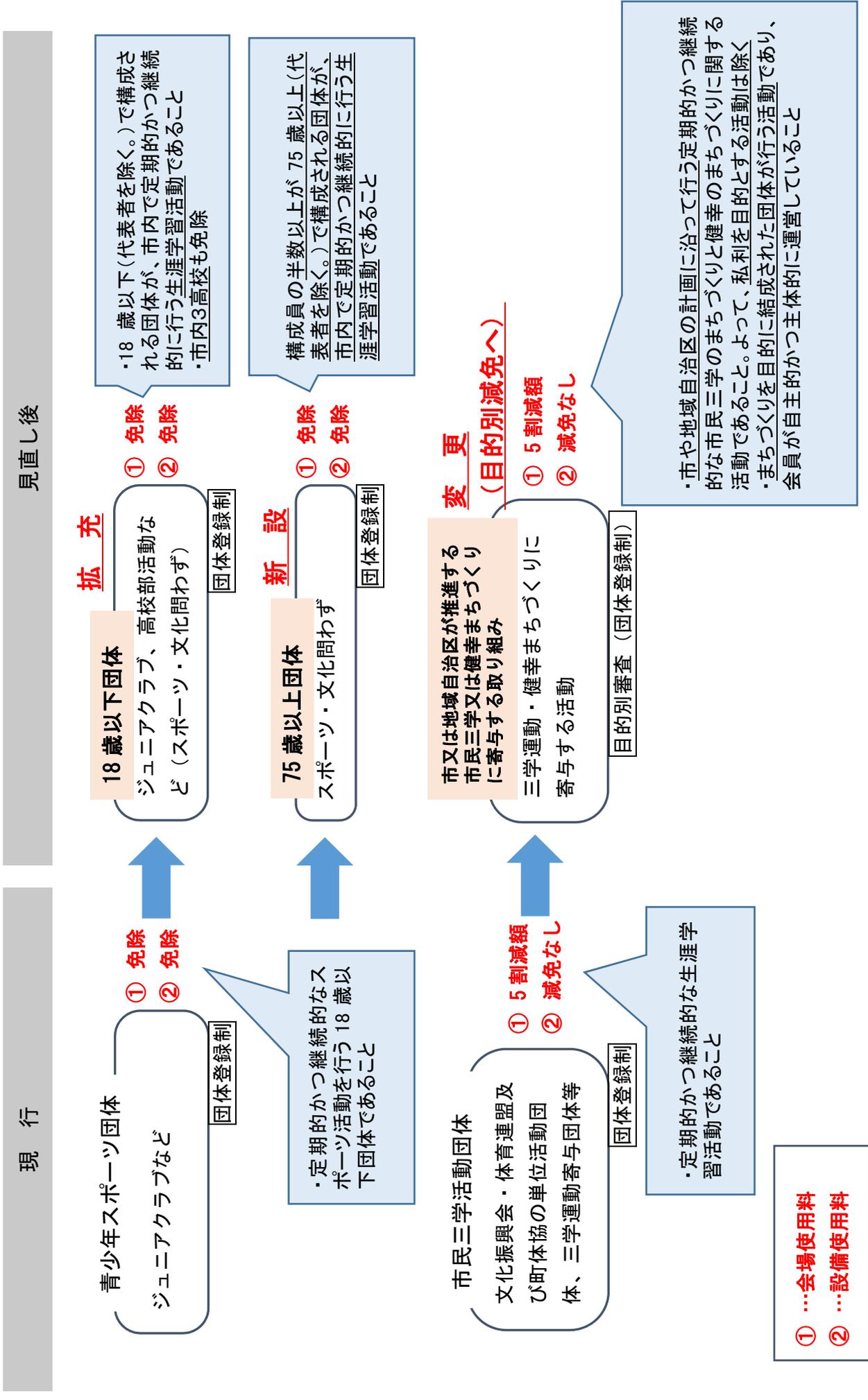
利用区分	事例施設	稼働率	原 価	現行料金	新料金	近隣比較
体育館	まきがね西 体育館	49.06%	1,570	102	200	540～1,030
グラウンド	岩村グラウンド	12.03%	3,380	100	200	210～700
大ホール (9～22時)	恵那文化会館	12.03%	47,480	37,430	44,900	43,000～ 85,800
会議室	市民会館	33.01%	470	100	200	200～500
研修室	飯峡会館	3.08%	210	102	200	300～500
大会議室	三郷コミュニテ ィセンター	21.32%	2,430	200	400	770～990
和室	ふれあい 会館吉良見	4.34%	210	100	200	200～500
視聴覚室	中央公民館	34.42%	590	200	400	600～720
屋内運動場	恵那西中学校	43.98%	510	100	200	300～1,030
屋外運動場	山岡小学校	14.59%	7,120	100	200	200～540
教室	北小学校	11.43%	—	100	200	200～970
家庭科室	北中学校	0.08%	—	100	400 (ガス代含)	200～970

※原価は、受益者負担割合を加味したもの

※料金は税込み

減免取扱い基準変更案

参考



パブリックコメント実施状況

計画の素案を市役所や振興事務所などの窓口で配布するとともに、広報紙やホームページを通じて広く周知し、見直し方針に対する意見を募りました。寄せられた提案や要望などは、今回の見直しの参考とします。

【実施期間】

平成 28 年 10 月 3 日（月曜日）から 10 月 17 日（月曜日）まで

【実施方法】

広報えな 10 月 1 号及び市ウェブサイトにて、使用料の見直しについて周知。財務課、本庁情報公開コーナー、各振興事務所、市中央図書館において見直し案の閲覧を実施。

【提出件数】

1 件

寄せられた意見の主な内容
<ul style="list-style-type: none">・今回の見直し案は実質的に値上げ案とも言える。負担増大の気持ちを市民が抱くことになり、恵那市の目指す健幸都市にブレーキがかからないか懸念する。・今回の見直しが行われた場合、どれくらいの収入が見込まれどのくらいのプラスになるのか、提示してほしい。見直しによる収入増が財政的にもわずかであれば、他に見直し節約すべきところがあるのではないか。・青少年や高齢者、生涯学習団体の使用料減免の新設については、一定の評価をする。